

就ては此の因州等七藩の御親征に就ての直奏が與つて力あつたことと思ふ。中川宮に今夜斷然處置せよと仰せ下された宸翰に、宮も薩藩も此事に關係するのは宜しくない、因州と會藩(京都守護職)とに取計らはせよと宣はせられたと云はれてゐる事<sup>(13)</sup>に依つても其邊の事情が窺はれるのである。

## 鎌倉時代に於ける吏僚生活の一面

櫻 井 秀

鎌倉時代に於ける京洛の吏僚生活を考ふるるとき種々の興味ある事實を見出し得べし。然れどもそのすべてを説かんには、多くの紙面を要するを以て、今はたゞその一部を窺はんと欲す。

當代の公卿及その下僚について少しく定員—法制上の規定なると、實際上の慣例なることを問はず—を検し、前代と對照するに著しき人員の増加を認めむべし。<sup>(1)</sup> 左に二三の實例をあぐれば、先づ官職祕抄の卷下に、左右近衛府の定員過剩なることを

註1 鳥取池田家文書第一、近衛家書類第一、2 安達清風日記文久三年八月廿四日條、3 4 5 7 鳥取池田家文書第一 6 伊達宗城在京日記、文久三年十一月四日條、8 鳥取池田家文書第一、文久三、八、十七、池田慶徳より一橋中納言宛書狀、9 10 11 12 鳥取池田家文書第一、13 伊達宗城在京日記文久三年十一月二日條

傳へていふ、

舊例一府中將一人少將二人、中古以降中少將各二人、

而一府八人例始自承德二年、又久壽三年院宣云、自今以後左中將四人小將四人右中將四人小將四人並十六人宣爲定數、近來超過此員數畢

平安季世の變態的官制時代に比して更に多數なりしを知らる。此種の傾向は敢て高級武官に限らざりしこといふまでもなく、近衛將監の如き、また舊制定員の三倍に及びたりしなり。<sup>(2)</sup>更に少し

く側近の侍臣を見るに、侍従は八人を定制とせしものなれど、久安四年十人となり、鎌倉以降は二十人に及びしことありと傳へらる。<sup>(3)</sup>内舍人も久安の制六十人に限りしものながら一變して百人を超過し、<sup>(4)</sup>殿上小舍人も定員倍加せり。<sup>(5)</sup>かくの如く各種職員を増加せし原因は姑らく論せず、たゞその結果について窺ふときは、甚しく悲觀すべきものなりしを知るべし。徒なる定員の増加は任用

者素質の低下を來し執務状態には必しも、増加に伴へる程度の貢獻を見るべくもあらず。當時官吏の素質悪化し、公務眞摯を缺く者多かりしことは、殆んど否定すべからざる事實なりとす。明月記安貞元年七月二十二日の條に、

凡於事逐、日公事之狼藉、事々凌遲、事あはれにこそ覺候へ、かくの如き歎聲を洩す者ありしも宜なりといふべし。本書また傳へていはく

「明後日五日改元定、職事皆虛病」<sup>(6)</sup>

これ等の失態は、藏人輩に限られし事實と認むべくもあらず。「放生會宰相實世朝臣所勞(近代人皆虛病)經高卿又同」<sup>(7)</sup>など評せられしにて明ならむ彼等は病と稱して公事を忌避するのみに留らず。日常の執務に於ても甚しく公正を缺き私欲に耽るの傾向を示せり。<sup>(8)</sup>此種の風潮を嫌惡せし志士型の人物もありしこと疑なく、三長記建永元年四月十八日條に、

成弘語曰、近日禁中如糞土……狼藉不能左右

とあり。想ふに此種の慨世家は時運に迎合して跳躍する人々より忌避せられ、威壓を受くるの危地に立てりしならむ。賢者は教へてはいはく「近日殿中上下以口可如鼻、人口有恐能能可被用心。」(9)と。至言なりといひつべし。

註

- (1) 顯官高位の中には稀に異例を認め得らる。然れどもそは平氏一門の飛躍時代に比して減員せられしといふに過ぎず官職秘抄卷上、大納言條に「壽永二年増テ八人……建久四五年以後還爲六人云々」といひ、中納言條に「承安元年増十人……建久四五年以後還爲八人などいへるにて明なり。大納言は令削四人とし、逐次増加し、仁安元年六人に至り更に七人となりしこと本書にみゆ。中納言は長和年中既に八人を算し、嘉應二年九人承安元年十人となる。(秘抄参照)
- (2) 官職秘抄卷下、將監條に「良家子任之、無官者不任之……舊例一府四人也、近代及十餘人、又爲凡卑輩」といへり。
- (3) 秘抄卷下に「近代及廿人」といへり。
- (4) 同書による。「往代以大臣子息任之、延喜以降此儀絶華

……諸家侍任之、殆及凡卑」といひ。

- (5) 禁秘御抄卷上、小舍人條。
- (6) 明月記寛喜元年三月三日條。
- (7) 同書寛喜二年八月十五日條。
- (8) 同書寛喜元年十二月十七日條に「末代職事、貪慾倫類之外不知事と喝破せり。
- (9) 玉葉建久三年正月三十日條にみゆ。

二

上文にいふところの如く、當代に於ける公卿以下すべての吏僚生活者は著しき頹廢的傾向を有せしなり。武官にして行幸供奉の途上降雹に遇ひ失態を極めし者さへありき。彼等をしてみなかくの如き状態に至らしめたる事情は頗る多かるべしといへども、主要なるものをあげれば恐らく次の二因ならむ。

その一は吏僚生活に於ける前途の殆ど宿命的なりしこと、即ち、權門勢家「狂女」等と聯絡なき限り、人物才能の如何にかゝはらず、(1) 當初より略

その到達地點を豫知し得たりしなり。従つて多くの人々は、その到達し得べき最高地位の實價と日常奉公の勞務とを比例せしめんことに苦心するのみにして、吏僚たる使命に殉せんとする者乏しかりしも恠しむに足らずといふべし。

その二も前項と密接の關係を有す。即ち家門の經濟的基礎確實ならざるものは、種々の事情によつて權門勢家等に接近し得る地位にあつても奈何ともすべからざりしことこれなり。<sup>(2)</sup> 故に富を得んがため或は權門奉仕の財源を來めんがためには手段を選ばざる徒輩の續出せしこと容易に想像し得らる。右の如き二因は相俟つて吏僚間に於ける執務中心階級の變化を來せしものゝ如し。執務中心者の性質その所屬階級等の評論は他の機會を待つべしといへども、此種の傾向ありしことのみは疑なかるべきを信ず。以下少しく吏僚生活頹廢の第一因について説くところあらむ。

當時後宮女流―后妃にあらず―の活躍は政務を左右すること多く、従て吏僚生活者の運命も、彼等の手に活殺されしもの少なからず。藤原定家は元久二年正月の除目を評して、

除目之面不足言(偏在狂女之心歟後代如何)<sup>(3)</sup>

かくの如き世態ならんには、彼も時に女流の助力<sup>(4)</sup>を受くるの要ありしこと言を俟たず。相國の高位にある者といへども、權女の手に運命を玩はれ<sup>(5)</sup>しこと珍らしからざるなり。

更に少しく他の半面を見む。貴族階級に於て一般に女性文化に迎合せんとする如き傾向ありしは平安中世以降みな然りといふを得べし。されど當期に入りて特に甚しきを加へたりしかと考へらるゝ點なきにあらず。徒然草の著者はいはく、

女のいひかけたる返事こりあへずよきはこにする男は  
ありがたきものぞこて龜山院の御時、しれたる女房も、  
わかき男達のまいらるゝここに、時鳥や、きゝた

まへるご問……なにかしの大納言ごかや數ならぬ身はえき、候はすご答られけり、堀川内大臣殿は岩倉にて聞て候ひしやらむごおほせられたりけるを、是は難なしかずならぬ身むつかしなご定めあはれけり。

此種の傾向ありしたため、少年等の教養にも「女子の輕侮を受くることなきやう」どの打算を先とせし由傳へらる。同書に次の一節みゆ。

凡てをのこをは女にわらはれぬやうにおほしたつべし  
ごご、淨土寺前關白殿はおさなくて安喜門院のよく教  
まいらせさせ給ける故に御詞なきのよきごぞ人の仰せ  
られけるごかや山階左大臣殿はあやしの下司女の見奉  
るもいごはつかしく心つかひせらるゝごこそおほせら  
れけれ。

本文によりて鎌倉時代に於ける宮廷文化の傾向特色が、前代文化に比し甚しく背馳せしものにあらざるを知るべし。

## 註

(1) 明月記元久元年四月十三日條に除目の當を得ざるを説き

「宋代之人才學無益也」といへり。

(2) 同書建曆二年六月三十日條に近代非賄賂厚祿之人者無涯分任官」とみゆ。

(3) 元久二年正月三十日條

(4) 嘉祿元年十二月廿二日條に今夜密々參内、宣旨局殊廻認

計之由有丁寧之詞云々」とみゆ。

(5) 愚管抄卷六、土御門院條に卿二位のこを傳へて、「夫ウシナイテ……大相國頼實ノ七條院邊ニ申ヨリテ候ケルニ申ナドシテ、又夫ニシテ、ヤガテ院ノ御ウシロミセサセ候ケル」といへり。「御ウシロミサセテ」の句あるを見るごき無限の興味を感じざるを得ず。

## 三

少年官吏の活躍もまた吏僚生活の色彩を特異ならしめし者の一ならむ。いふまでもなく此種の現象は夙に平安季世に存し、余の別著<sup>(1)</sup>にも説くところありき。以下當時に於ける兒童の生活を考へ、少年官吏存在の背景を窺はんとす。

鎌倉以降に至ても「七歳」は兒童の發育期を區分

すべき重要な年齢とせられしこと疑あらず。いふまでもなく此種の風潮は更に後世まで存続したり。<sup>(2)</sup> 個人的差異はありしこと明ながら、當時公家階級の兒童は可憐濃厚なる者多かりし如く、藤原隆信集卷上哀傷に、

つきのまじのはる、みなみおもてのむめのはなあやにくにつねよりもほひこみにさきける……たかのりわらはにて七歳に侍しか、美しくさきたる枝ごもをおりてゆくを、なにわさにかさみるほごに、はしりきてこのはなは去年も母のほごけにまいらせん、おりてこもおほせられしかは、おりて侍、ほごけにまいらせはやこいふ……

はかなくて散にし梅のこのもこに

昔をのこす色そかなしき

と見ゆ。亡母を追憶する兒童の心と、隆信の哀愁と孰れも深く上の一節に溢るゝを覺ゆ。

かくの如くにして十歳以降に及べば、既に社會的活躍を敢てする者少ならず。承久二年四月東

宮御魚味の式ありしとき、右中將高實の進退諸人を驚歎せしめしこと玉麩にみゆ<sup>(3)</sup> 弘安十一年六月仙洞御連句の執筆者も十三歳の少年なりき。<sup>(4)</sup> かくる事實は女子の方面にも存せしこと言をまたす葉黃記の傳ふるところによれば、寶治二年百首和歌選進を諸臣に命せられしとき、「鷹司院長子の女房帥(十三歳)もまたその榮に浴せしをいへり<sup>(5)</sup>」當時詠進者の中には、爲家、爲氏、知家入道蓮性、行能入道寂能、光俊、をはじめ俊成卿女の如き巨匠ありしを想へば、それに加へられし少女の歌才察すべきならむ。要するに才藝知能の發達上の如き年少者にしてあり得たりしこと疑を納れず。從て彼等の感情生活も成年者に近似せし點多かるべくさまざまの原因を介して悲哀感傷の境地ありしことまた推せらる。明月記承元二年五月九日條に少年射手の失敗を恥ちて遁世せし事實を傳ふ。<sup>(6)</sup> これ等もその證となすべく、一步を進めて、悲觀自

殺を企つるが如き例もありしこと知らる。即ち、弘安三年同七年に祇園感神院の林中にて自殺せし少年ありしことは勘仲記の傳ふところなり。(7)

かくの如く、哀愁の心境を解し、藝能學才またそれに伴へりし人々の間には、特殊なる誘惑或は運命の支配によつて、稀ならざる程度に愛情關係の傳奇ありしことも否定し難かるべし。續門葉集卷七戀に、

弘安九年さくらゑのわらはまひに杉王、青海波まひはへりける次の日南都の衆の中よりきてよみておくり侍りける。

よみ人しらす

底深くおもふ心こまざりける

その青海の波をみしより

報恩院杉王丸

青海の浪こきえてもたのまれず

かゝらぬ浦もあらじご思へば

とあり。彼等の女性的感情とその生活に誘惑多

かりしこと察せらる。此種の少年等が種々なる對抗的鬭争の中心人物なりし例も往々みえ、思はぬ方にのみなりゆく運命を歎きし者も少なしとせず續門葉集に

上醍醐に侍りけるか思ひのほかに三井寺へまかりにけるを、淺からず歎きて醍醐へ歸り侍りしに寺の僧も歌よみて慰め侍りけるに湖上曙雪こいへる事をよめる

遮那院松若丸

唐さきや松の葉白くふる雪の

なみにあごなき曙の空(8)

とあり。「松若丸」の去就は、恐らく所謂「兒争」の犠牲として見らるべきものと信ず。

註

(1) 綜合日本史大系、平安朝李世、五七九—八三頁

(2) これについては別に説くべし。

(3) 玉葉承久二年四月十六日條に「右中將高實……召諸卿へ生年十一歳、作法優美如成人、尤可感云々」とみゆ。

(4) 勘仲記弘安十年六月廿三日條、後聞仙洞御連句、頭辨俊

定朝臣、子息兵衛佐定資(生年十三歳)勤執筆……被下御劔一腰、希代之珍事也といへり

(5) 同書寶治二年正月十八日條に院百首和歌被御覽合也……

所進人々……女房俊成卿女安嘉門院高倉、(親儀法印女)

應司院按察予妹同帥(右近禪門息、年十三)等也こみゆ

(6) 同日條に童琴王流縮馬不中の即逐電切髮出家由有其間こみゆ。

こみゆ。

(7) 弘安三年のそれは明ならざれど、七年七月四日の自殺者

については本書十二日條に「林中小童結頸自害事所奏也」の

句みゆ。

(8) 續門葉集卷六冬

#### 四

少年官吏出現の原因については、往年「鎌倉時代の服飾變化とその社會的背景に於て」、「成年者の實務忌避を補充する爲めと、政務の形骸化が少年を以てしても、その任に堪へしむる場合の多かりし」<sup>(1)</sup>に歸すべきを説きぬ。さりながら、他にも少年の實務に堪え得らるゝ者ありしこと、及家庭生活に於ける經濟的恐怖の著しかりし結果として

弱齡の子弟等にも、適當なる位置にあらしむる要ありしこと等の補助的條件等をも考ふるの要あるべし。少年有能者の存在は前文ほゞそれを證したりと信ずるを以て、廟堂生活者の上下に涉れる生活難の一端を述べて本編を了らんとす。

當時官吏―特に下級官人―の窮迫は著しき事實にして、明月記寛喜元年七月二日條に

近衛末武來、歎無衣裳無衞由、實不便事歎……

なごいへるも怪しむに足らず。生活上に於ける此種の實狀は種々の職務演技等に對する「祿」の形式を動搖せしめ現金(通貨)附與の俗を生せしむるに至りしのみならず、他にも多くの新風習を形成せしめしものゝ如し。勘仲記弘安六年正月四日條

無量壽院修正也……大導師近年不引御布施給代物云々

といひ、二月九日條にも春日唯識會準備のことを



記して、

壇敷淨衣、納殿沙汰、近年、以、代、物、送、之。

なごあるは「祿」或は交附すべき物品等に代ふるに錢貨を以てせし適例なるべし。想ふに日常の所要に伴つて流通行使用するに便するがため上下みな此種の慣習を認めしものならむ。更に甚しきは知己等の贈答にも通貨を使用する者ありしに似たり。葉黃記の著者は傳へていふ。

八幡棟清法印稱宇治御幸供奉……用途錢、廿、貫、有、相、訪、事、太、不、甘、心……差使者返興了、棟清頗恐思之由返答  
(寶治二年十月三日條)

本文の如き或は不純の性質を帯びたりしかども想像せらるれど、然らざる者もまた存すべきなり親しく盜犯を業とする前右中將忠嗣<sup>(2)</sup>あり。また卿相の侍臣にして盜犯を常習とする者あり<sup>(3)</sup>これ等みな要するに窮迫の生める悲劇に他ならざるべし。貴族階級の間にさへ、此種の傾向を見るのと

き、一般庶民の中に職業的犯人の續出せしも怪しむに足らず。定家は傳へていはく

公覺法師……只謀書、橫謀、爲業、僅有所得爲幸、被禁囚者又不痛、在使廳、得食物、送日、不爲憂、還有廷尉之煩、云々  
仍於其身者只可被追放由、予先日所申請也

(明月記、承元々年四月二十三日條)

犯罪的收獲を以て享樂の資とし、禁獄せらるるを憂へずして、生活の保證を得たりと考ふ。此種の頗ぶる近代的色彩を有する徒輩の夙に當時に存せしことは留意を値するならむ。右の如き思想的類廢者流の暗黒裏に活躍し、眞摯なる吏僚の多くはみな生活の不安に苦しむとき特定の地位——或種の官職を帶する者をいふ——にある人々のみは、それに反し衆庶の羨望するところなりしが如し。實例をあげんに、諸大夫階級に見れば「三諸大夫」の稱ありて、當時温職とせられしもの三ありしを知らる明月記寛喜元年七月十四日條に、

將相三諸大夫之外不可有機緣

などいへるも、その證とするに足らむ。されどいふところの「三諸大夫」の如何なる官職三種を意味するかは明白にしがたし。或は中務式部民部三省の大少丞をいへるかとも考へらるれど、今は斷言を避くべし。職原抄卷上式部省條に、

大丞二人(相當正六位下……)

少丞二人(相當從六位下……)

當省丞並民部丞謂之二省丞必可給爵者所任之也、但

式部者可然之諸大夫(云良家子是也)任之、民部者侍

中之宿老重代輩任之、

本文の如くならんには、式、民兩省の丞なる者

は優秀なる地位なりしを察すべし。また中務丞に ついても、官職祕抄卷上、八省丞條に、

中務良家子任之、如諸家侍不任之、近代此儀陵夷、

など傳へらる。假に上の三種を所謂「三諸大夫」なりとせんに、それ等の官職を希求する武人士豪の多かりしは疑を容れず。またその名稱が衆庶の間有力中流階級の汎稱化して考へられしことなごもあり得べきなり。

#### 註

- (1) 史林第九卷三號所收
- (2) 明月記嘉祿二年六月廿三日條
- (3) 同書天福元年五月廿九日條、